

議案第八十八号

三朝町火災予防条例の廃止について

次のとおり三朝町火災予防条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年九月十八日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町火災予防条例を廃止する条例

三朝町火災予防条例（昭和三十七年十月一日三朝町条例第二十一号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。